

支援経験別を実施する虐待防止への取り組み

新しいスタッフ対象

虐待について『知る』

経験スタッフ対象

虐待防止に『とりくむ』

管理スタッフ対象

虐待防止の『体制をつくる』

R7.10.9 AELL

新しいスタッフ対象

虐待について『知る』



- ☑ 虐待の状況
- ☑ 虐待の定義
- ☑ 通報義務

(1) 障がい者福祉施設従事者等による虐待

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認			
		調査を行 ったもの	虐待と判断 したもの	虐待ではないと 判断したもの	虐待の判断に至 らなかったもの
令和5年度	210件	161件	23件	69件	69件
令和4年度	161件	126件	28件	31件	67件
令和3年度	115件	97件	16件	38件	43件

施設従事者虐待と判断された事案の概要

(令和5年度 福岡県)

(2) 虐待と判断した事案の概要

項目 \ 事案	1	2	3
施設の種別	障がい者支援施設	障がい者支援施設	障がい者支援施設
被虐待者の状況	男性 30代 1名 (知的障がい)	女性 30代 1名 (知的障がい)	男性 50代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待、心理的虐待	性的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	生活支援員	生活支援員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者の体を手で押し付け感情的に叱責した。	・利用者の居室でキスをし、体を触ろうとした。	・利用者に移動を促したが、座り込み動かなかったため、背中を叩いた。

施設従事者虐待と判断された事案の概要

(令和5年度 福岡県)

項目 \ 事案	4	5	6
施設の種別	障がい者支援施設	障がい者支援施設	障がい者支援施設
被虐待者の状況	男性 30代 1名 (知的障がい)	男性 60代 1名 (身体障がい)	男性 30代、50代 2名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待、心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員 5名	生活支援員	生活支援員 2名
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者の顔面を殴打した。 ・家族等の同意を得ずに身体拘束を行っていた。 ・利用者に対し侮辱的な表現を用いていた。	・利用者に対し、日常的に威嚇的、侮辱的な発言や態度があった。	・利用者から強い力で腕を掴まれたため、感情的になり突き飛ばした。 ・感情的になり利用者の頭を叩いた。

施設従事者虐待と判断された事案の概要

(令和5年度 福岡県)

項目 \ 事案	7	8	9
施設の種別	共同生活援助	共同生活援助	共同生活援助
被虐待者の状況	女性 80代 1名 (知的・精神障がい)	男性 40代 1名 (精神障がい)	女性 30代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	世話人	管理者、生活支援員	世話人
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者のトイレ介助や服薬介助を拒否された際に、感情的になり侮辱する発言を行った。	・不適切な声かけをした。 ・利用者が希望していなくてもかかわらず、外出に同行させた。	・利用者に威圧的な態度や椅子を強く引く、腕を掴む行為があった。

施設従事者虐待と判断された事案の概要

(令和5年度 福岡県)

項目 \ 事案	1 0	1 1	1 2
施設の種別	共同生活援助	共同生活援助	共同生活援助
被虐待者の状況	女性 30代 1名 (知的障がい)	男性 20代、30代 2名 女性 20代 1名 (知的、精神障がい)	男性 20代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	心理的虐待、放棄・放置	身体的虐待、心理的虐待	身体的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	看護師	世話人 3名	管理者
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者に大声で怒鳴ったり、昼食や服薬をさせなかった。	・おしぼりで頭を叩いた。 ・利用者にコップの中身をかける素振りをした。 ・不適切な発言を行った。	・利用者の胸ぐらを掴み、口元を押さえ、大声で恫喝した。

施設従事者虐待と判断された事案の概要

(令和5年度 福岡県)

項目 \ 事案	1 3	1 4	1 5
施設の種別	療養介護	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	生活介護
被虐待者の状況	男性 50代 1名 (身体・知的障がい)	男性 20代 1名 (知的障がい)	男性 20代 1名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待、心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	ホームヘルパー	生活支援員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・離れた位置にいる職員に届く強さで、利用者を車椅子ごと押し、手を離れた。	・利用者の顔を手で掴み、擦過傷を発生させた。	・利用者からの行動を抑制するため、両手で頭と肩を突き放すように押し返した。

施設従事者虐待と判断された事案の概要

(令和5年度 福岡県)

項目 \ 事案	1 6	1 7	1 8
施設の種別	就労継続支援B型	就労継続支援B型、就労移行支援	放課後等デイサービス
被虐待者の状況	女性 30代 1名 (知的障がい)	女性 10代 1名 (発達障がい)	男児 1名、女児 1名 (知的・精神、知的障がい)
虐待の種別	心理的虐待	性的虐待	身体的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	生活支援員	生活支援員	管理者兼児童発達支援管理責任者、児童指導員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者に対し、侮辱する発言や威圧的な態度があった。	・施設外で、利用者と性的関係をもった。	・注意を聞かない男児を押さえつけた。 ・男児が遊びでズボンを下ろす行為を、女児に配慮せず放置した。

施設従事者虐待と判断された事案の概要

(令和5年度 福岡県)

項目 \ 事案	1 9	2 0	2 1
施設の種別	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
被虐待者の状況	男児 1 名 (精神障がい)	男児 4 名 (知的、精神障がい)	男児 1 名 (知的障がい)
虐待の種別	身体的虐待	性的虐待	身体的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	指導員	保育士 2 名	管理者兼児童発達支援管理責任者
県・市町村が行った措置	事業所指導	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用児が他の利用児を泣かせ注意を行ったところ、頭などを蹴ってきたため、感情的になり腹部を蹴った。	・プールの着替えの際等に、男児の裸の写真を撮影していた。	・利用児に注意するため、別室に引きずって行き、大声で怒鳴った。 ・興奮して騒いでいる利用児の動画を撮影した。

施設従事者虐待と判断された事案の概要

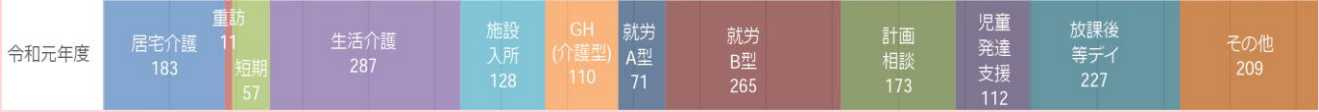
(令和5年度 福岡県)

項目 \ 事案	2 2	2 3
施設の種別	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
被虐待者の状況	男児 1名 (知的障がい)	男児 2名 (発達障がい)
虐待の種別	性的虐待、心理的虐待	身体的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	管理者	指導員
県・市町村が行った措置	事業所指導 改善計画の提出指導	事業所指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用児から好意を寄せられていることに気付きながら、体に触れられても制止しなかったり、勘違いしてしまうようなメールのやりとりがあった。	・利用児の頬を掴み、強い口調で注意した。 ・不適切な言葉での暴言や大きな声を出すなど威圧的な行動を行った。

障害者福祉施設従事者等による虐待件数

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行援護	1	0.1%
行動援護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%



事業ごと利用者数 厚生労働省

見えづらい環境

重度の障がい

上下の関係

理解・コミュニケーション

組織的な問題？

虐待防止の必要性

**虐待や事故は起きるもの！
万が一起きてしまったら！**

- ・ 予防はしていましたか？
- ・ 起きてしまった後、
どのような対応をしましたか？

**これができていないと重い処罰！
場合によっては事業取り消し！**

虐待は当事者意識に関係なし！

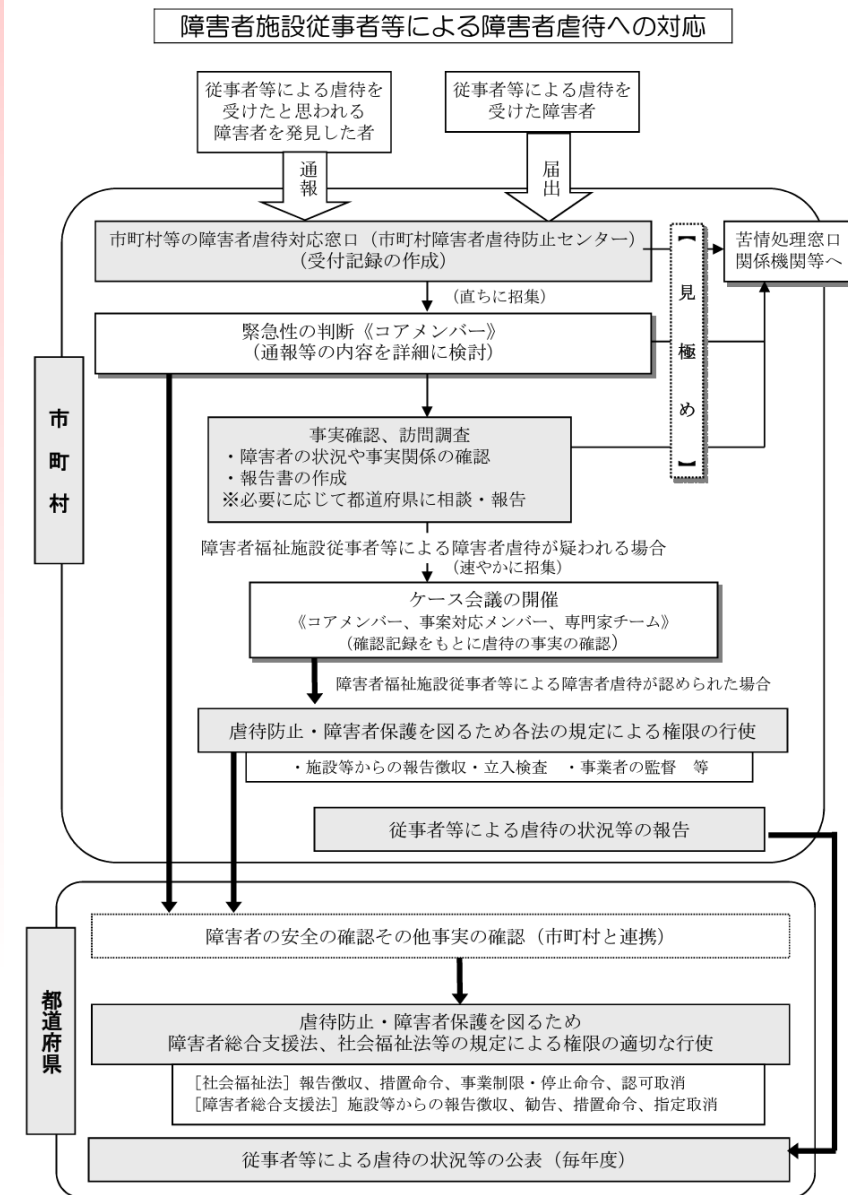
- ・ 親が虐待と言えば虐待になる
- ・ 見ていた一般の人が虐待と言えば虐待になる

※ 通報者の意識が最優先される
通報されたら、虐待案件として調査開始となる

虐待防止の必要性

【虐待の判断】

- ・ 実際には市町村（支給決定の市町村）が事実確認を行った上で虐待の判断を行う。
- ・ 施設の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合はどちらにも通報が行われる可能性があり、まずは通報を受けた市町村が初期対応を行い、支給決定市町村へ引き継ぐ。
- ・ その後の対応は、施設の指定や法人の許認可を行った県と協力して行われる。
- ・ 対象者が複数で、支給決定市町村も複数の場合は、各市町村で安全確認、事実確認等を行うことになり、県や市町村相互間で連絡調整して行われる。



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法) の成立

【目的】

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、**障害者に対する虐待の禁止、国などの責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等**を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって**障害者の権利の擁護に資する**ことを目的とする。

平成24年10月1日施行

「だれにされるか？」による3種の虐待

ア 養護者による虐待

障害者の世話、介助、金銭管理などを行っている家族、親族、同居している人などによる虐待

イ 障害者福祉施設従事者による虐待

障害者の入所施設や障害者福祉サービス事業所の職員による虐待

ウ 使用者による虐待

障害者を起用している事業所（会社）の事業主による虐待

ア 養護者による障害者虐待

【養護者】

- ・「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者」と定義
- ・ 身の世話や身体介護、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- ・ 同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

【障害者福祉施設従事者等】

障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・ 障害者支援施設 ・ のぞみの里	
障害福祉サービス事業	・ 障害福祉サービス事業 ・ 相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター ・ 福祉ホーム ・ 厚生労働省令で定める事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護など

ウ 使用者による障害者虐待

【使用者】

「障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」

派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていない。

虐待の5類型

①身体的虐待	【暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。】
②性的虐待	【性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうかを見極める必要がある）】
③心理的虐待	【脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えること】
④放棄・放置	【食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育などを受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと】
⑤経済的虐待	【本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の利用を理由なく制限すること】

虐待の5類型

①身体的虐待	【暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。】
②性的虐待	【性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうかを見極める必要がある）】
③心理的虐待	【脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えること】
④放棄・放置	【食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育などを受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと】
⑤経済的虐待	【本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の利用を理由なく制限すること】

虐待の5類型 ①身体的虐待

【暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。】

殴る、蹴る、つねる、壁にたたきつける

無理やり食べ物を口に入れる、やけどや打撲をさせる

身体拘束（ベッドに縛り付ける、薬を使って行動制限する、つなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、支援者の都合で睡眠薬を服用させる 等

虐待の5 類型

①身体的虐待	【暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。】
②性的虐待	【性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうかを見極める必要がある）】
③心理的虐待	【脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えること】
④放棄・放置	【食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育などを受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと】
⑤経済的虐待	【本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の利用を理由なく制限すること】

虐待の5類型 ②性的虐待

【性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうかを見極める必要がある）】

性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする

本人の前でわいせつな言葉を発する、または会話する

わいせつな映像を見せる、更衣やトイレなどの場面をのぞいたり、映像や動画を撮影する

虐待の5類型

①身体的虐待	【暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。】
②性的虐待	【性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうかを見極める必要がある）】
③心理的虐待	【脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えること】
④放棄・放置	【食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話をしない、必要な福祉サービスや医療や教育などを受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと】
⑤経済的虐待	【本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の利用を理由なく制限すること】

虐待の5類型 ③心理的虐待

【脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えること】

「ばか」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる

怒鳴る、ののしる、悪口を言う

仲間に入れない、子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする

話しているのに意図的に無視する

虐待の5類型

①身体的虐待	【暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。】
②性的虐待	【性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうかを見極める必要がある）】
③心理的虐待	【脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えること】
④放棄・放置	【食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育などを受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと】
⑤経済的虐待	【本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の利用を理由なく制限すること】

虐待の5類型 ④放棄・放置

【食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育などを受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと】

食事や水分を十分に与えない、入浴させない、汚れた服を着せ続ける、排泄の介助をしない、爪や髪が伸び放題、ごみを放置した劣悪環境の中で生活続けさせる、病気やけがをしても受診させない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない、同居人による虐待を放置する

虐待の5類型

①身体的虐待	【暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。】
②性的虐待	【性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても本心からの同意かどうかを見極める必要がある）】
③心理的虐待	【脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛を与えること】
④放棄・放置	【食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育などを受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、または不当に保持しないこと】
⑤経済的虐待	【本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の利用を理由なく制限すること】

虐待の5 類型 ⑤経済的虐待

【本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の利用を理由なく制限すること】

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する、

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない

本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

通報の義務

**虐待の疑いがあったら、相談を受けた人も含めて
通報しなくてはなりません（通報義務）」**

【障害者虐待防止法の規定】 ※ 誰にでも通報義務がある

- ・ 第7条 養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。
- ・ 第16条 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。
- ・ 第22条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報しなければならない。



通報する際、匿名でもよい。通報者個人が特定されないように通報を受けた市町村は配慮して対応する。その他、**公益通報者保護法**の規定もある。

(2) 養護者による虐待

年度	相談・通報 ・届出件数	事実確認 調査を行 ったもの	虐待と判断 したもの		
			虐待ではないと 判断したもの	虐待の判断に 至らなかった もの	
令和5年度	244件	182件	54件	61件	67件
令和4年度	183件	144件	47件	39件	58件
令和3年度	124件	99件	34件	27件	38件

(注) 養護者とは、親、配偶者、兄弟姉妹等。

なお、18歳未満の児童に対する虐待の対応は、障がいの有無に関わらず児童相談所で実施していることから、上記件数には含まれていない。

養護者虐待の発見チェックリスト

<身体的虐待のサイン>

- ☐ 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- ☐ 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- ☐ 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- ☐ 頭、顔、頭皮などに傷がある
- ☐ お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- ☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ☐ 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- ☐ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- ☐ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

～「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月 厚生労働省）より抜粋～

養護者虐待の発見チェックリスト

<性的虐待のサイン>

- ☐ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- ☐ 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 周囲の人の体をさわるようになる
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- ☐ 性器を自分でよくいじるようになる

養護者虐待の発見チェックリスト

＜心理的虐待のサイン＞

- ☐ かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- ☐ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- ☐ 身体を萎縮させる
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- ☐ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- ☐ 自傷行為がみられる
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする

養護者虐待の発見チェックリスト

＜放棄・放置のサイン＞

- ☐ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- ☐ 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ☐ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- ☐ 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- ☐ 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- ☐ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ☐ 学校や職場に出てこない
- ☐ 支援者に会いたがらない、話したがらない

養護者虐待の発見チェックリスト

＜経済的虐待のサイン＞

- ☐ 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ☐ 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない
- ☐ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- ☐ 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

養護者虐待の発見チェックリスト

<セルフネグレクトのサイン>

- ☐ 昼間でも雨戸が閉まっている
- ☐ 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞ったりしている
- ☐ ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
- ☐ 郵便物がたまったまま放置されている
- ☐ 野良猫のたまり場になっている
- ☐ 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる

養護者虐待の対応

- 1 本人や家族の思いを理解・受容する
- 2 名目として他の目的を設定して介入
- 3 訪問や声かけによる関係作り
- 4 家族の困っていることから、段階をふみながら少しずつ対応の幅を広げる
- 5 家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築
- 6 主たる支援者の見きわめ
- 7 緊急性が高い場合は法的根拠により保護

(東京都「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために ―東京都高齢者虐待対応マニュアル―」2006年3月より引用)



経験スタッフ対象

虐待防止に『とりくむ』



- ☑ 虐待が起きる要因
- ☑ 要因ごとの取り組み

虐待の要因は？

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因

- | | | |
|---|---------------------------------|---------|
| ① | 教育・知識・介護 技術 等に関する問題 | (73.1%) |
| ② | 職員の ストレス や感情コントロールの問題 | (57.0%) |
| ③ | 倫理観 や理念の欠如 | (52.8%) |
| ④ | 虐待を助長する 組織風土 や職員間の関係性の悪さ | (22.6%) |
| ⑤ | 人員不足や人員配置の問題及び関連する 多忙さ | (20.4%) |

●平成30年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

① 教育・知識・介護技術等に関する問題

- ・ 職員による事業所内定期研修
- ・ 職員による参加研修（行政主催 + 民間主催）
→参加後の伝達研修
- ・ 個人による参加研修
- ・ 自己啓発（書籍購読や勉強会への参加など）
- ・ ペアレントトレーニングなど

要因と取り組み

起きた行動問題の分析

行動障害の内容	行動障害の目安と例示
ひどい自傷	肉が見えたり、頭部の変形に至るような叩き方をしたり、つめをはぐなど
強い他傷	噛みつき、蹴る、なぐる、髪引き、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など
激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐ、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りに行くなどの行為で止めても止めきれないもの
激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などを壊し、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど
睡眠障害	昼夜逆転してしまっている、ベッドについていられず、人や物に危害を加えるなど
食事関係の強い障害	テーブルごとひっくり返す、食器ごと投げる、椅子に座っておれず、皆と一緒に食事できない。便や釘、石などを食べ体に異常をきたしたことがある異食、特定のもののしか食べずに体に異常をきたした偏食など
排泄に関する強い障害	便を手でこねたり、便をなげつけたり、便を壁面になすりつける。強迫的に排尿排便行動を繰り返すなど
著しい多動	身体・生命の危険につながる飛び出しをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険なところに上るなど
著しい騒がしさ	耐えられないような大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続くなど
パニックへの対応が困難	一度パニックが出ると、周囲がとめてもおさまられずつきあっていかれない状態を呈する
粗暴で相手に恐怖感を与えるため対応困難	日常生活の些細なことを注意しても、爆発的な行動を呈しかかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある

【その行動のもつ意味 = 4つの機能】

機能	生じる結果	なくなる結果
注目	注目が少ない状況 →行動→周囲の注目	いやな注目 →行動→消去
活動 や物	物や活動が入手できない状況 →行動→入手できる。	いやな物や活動 →行動→消去
感覚 刺激	することがない状況 →行動→感覚刺激	いやな感覚刺激 →行動→消去
逃避	いやなことが目の前にある状況 →行動→やらずにすむ	

本人にとって、行動したことにより、どんな結果が得られ、
どんな機能があるかを適切に推測するのがプロとしての専門性

「もの」 ・・・ものを使って環境そのものをコントロールする

例：壁向きに配置した机で学習する

「こと①」 ・・・活動内容やイベントのコントロール

例：「今日のおやつコーナー」などスケジュールボードの提示をする

「こと②」 ・・・空間・場所のコントロール

例：学習やおやつの時間に座る席を指定する

「こと③」 ・・・時間帯や時間の長さ、順序などのコントロール

例：本人合わせた、時間入りのスケジュール表を準備する

―― ―――
「ひと」 ・・・いわゆる誰が対応するか 人による対応の仕方

例：重要なルールをインプットしてほしい時、管理者に話をしてもらう

② 職員の**ストレス**や感情コントロールの問題

【個人】

- ・ ストレスチェック (https://kokoro.mhlw.go.jp/check_simple/)
- ・ アンガーマネジメント (<https://commutest.com/anger-management/questions>)
- ・ 自分自身の癒し（趣味・エステなど）

【事業所】

- ・ 働き方の見直し
- ・ 業務改善：「効率」と「質」の両者の担保

③ 倫理観や理念の欠如

- ・ 福祉職には向きません . . .
- ・ 「お客様」意識の徹底
- ・ 日中一時（2,000円以下）と
放課後等デイサービス（10,000円以上）の差の認識
- ・ 日常生活の全てにおける意識トレーニング

- 『**子どもの自由**』が保障されていること
※**大人も同じ**

子どもの権利（child rights）とは、
子どもの人権（human rights of children）と同じ意味です。

子どもは**生まれながらに**人権（権利）をもっていて、それは、**義務と引き換えに**与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。

unicef | 子どもの権利条約



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

- 『自己決定』が保障されていること

ステップ1 意思形成

『これおもしろそう
だな。やってみたい
なあ』

ステップ2 意思表示

「これ、おもしろそ
うだからやってみた
いです。」

ステップ3 意思決定

「これ、やりたいの
で、やります。」

ステップ4 意思実現

【やりたいことへの
参加行動】

自己選択 自己決定の場が保障されている
内容 方法 量（量・時間）

意思決定支援の基本原則

- ① 自己決定の尊重とわかりやすい情
報提供 … 必要な情報の説明は本人が
理解できるように工夫する
- ② 不合理と思われても他者の権利を
侵害しないのであれば尊重する … 家
族や支援者が不合理と判断しても、他
者の権利を侵害しなければ尊重する

要因と取り組み

① 人権

快 ・ 不快

(やってみたいのもと)
子ども脳

情動をつかさどる扁桃体（大脳辺縁系）

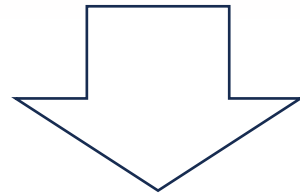
- ・ 幼児期に急激に発達
- ・ 10歳～ さらに発達
(思春期のホルモン影響)

価値観

(ねばならない)
おとな脳

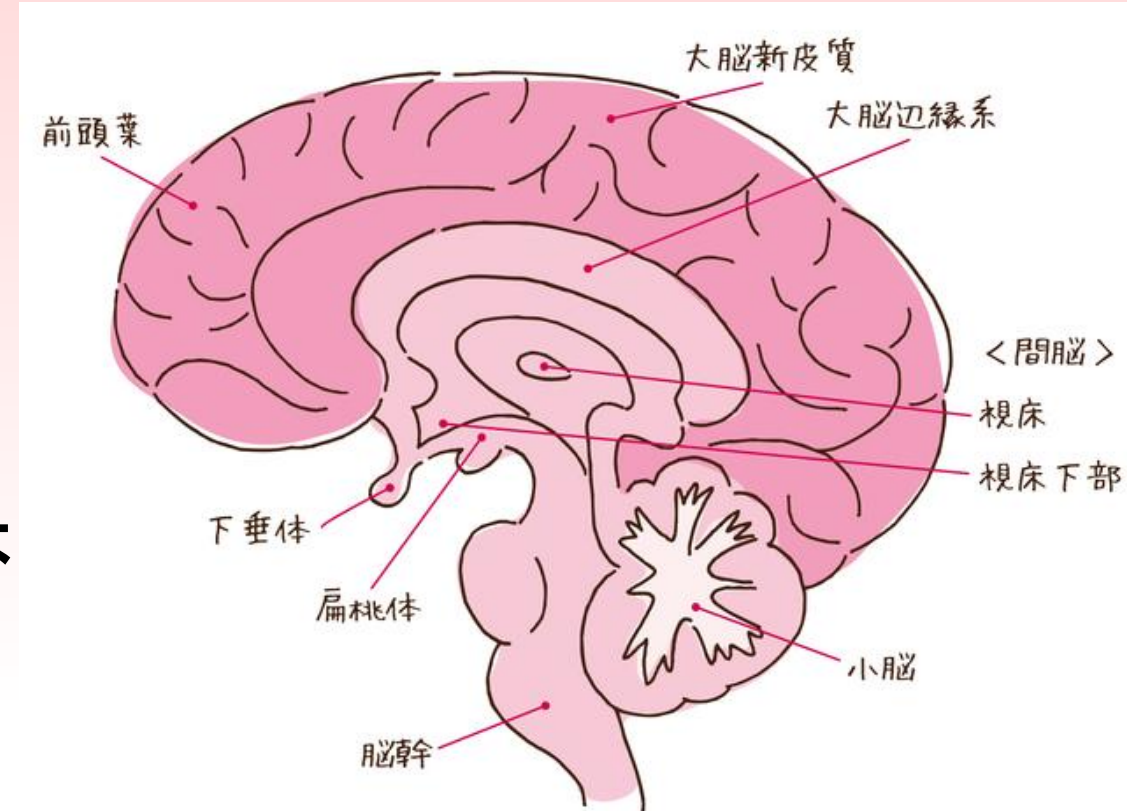
価値観をつかさどる前頭前野

- ・ 20歳から30歳に完成
※感情の抑制、コントロールは
20歳を過ぎても発達



教育と遊育
AKU

価値観の行き過ぎた優先は、
大脳辺縁系のゆがんだ発達を招く



要因と取り組み

① 人権

大脳辺縁系（情動をつかさどる）

インプット
五感（感覚神経）

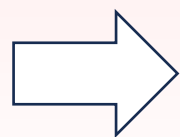
アウトプット
（運動神経）

随意筋

不随意筋

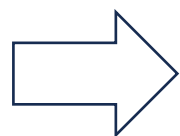
不随意筋

【自律神経】
・ 交感神経
・ 副交感神経



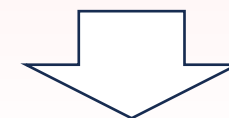
大脳辺縁系
視床下部が
コントロール

【内分泌系】
・ ホルモン
・ 神経伝達物質
（セロトニンetc.）



大脳辺縁系
視床下部が
コントロール

神経細胞は、
生まれた直後が最大



3才～
神経回路の刈り込み
～完成は9歳

要因と取り組み

② 合理的配慮

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

「合理的配慮」を知っていますか？

障害者差別解消法^(※)により、障害のある方への「合理的配慮」などが求められています！！

^(※) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、平成28年4月1日からスタートしています。



ないかく ふ せいさくとうかつかん きょうせいしゃがいせいさくたんとう づきしょうがいしゃ し さくたんとう
内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 付障害者施策担当



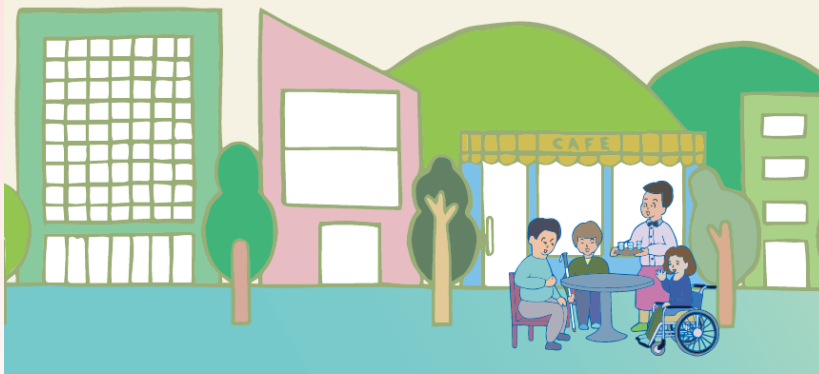
合理的配慮が 求められています！

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

こま 困ったときは…

障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったら、最寄りの市町村の障害福祉担当部署や相談センターなど、地域の身近な相談窓口にご相談ください。



障害者差別解消法についての詳細は…

<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

内閣府 障害者差別解消 検索

このリーフレットは、ホームページでもご覧いただけます。

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html

※このリーフレットの文章やイラストについては、出典を明記いただければ引用や二次利用を含め、自由にご利用いただけます。



内閣府

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8号館
電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902

協力校：慶応義塾大学特別支援学校 桜花校舎、筑波大学附属大塚特別支援学校、
福島県立いわき養護学校くばた校

協力者：佐々木 信行 氏、筑波大学 柘植 雅義 氏、明達高等学校 南雲 明彦 氏
※このリーフレットは、知的障害のある方などから意見をいただきながらつくられたものです。



配慮がない状態



平等な支援
(Equality)



公平な支援
(Equity)



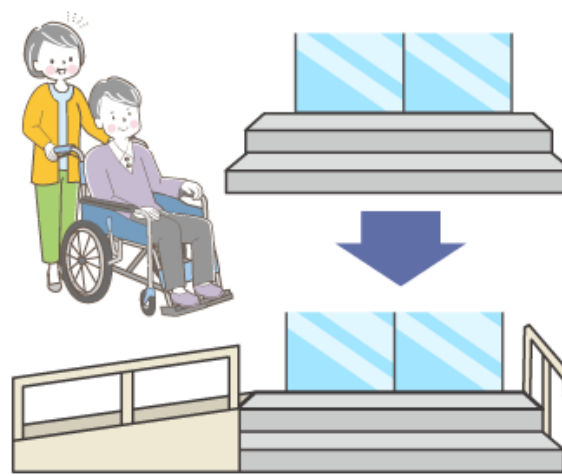
ユニバーサルデザイン
(Justice)

バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

バリアフリー

高齢者・障害者・妊婦等
社会生活に補助が
必要とされる人

＼改善してバリアを無くす／



ユニバーサルデザイン

年齢・身体状況・体格
性別・国籍・個性や
違いに関わらず全ての人

＼最初からバリアを
作らない／



④ 虐待を助長する**組織風土**や職員間の関係性の悪さ

- ・ 日常のミーティング（朝礼や終礼、打合会）の運営
 クルド（理念）の唱和 倫理小話の朗読など
- ・ 職員による事業所内定期研修
- ・ 他者関係づくりの自己トレーニング
 アサーション アンガーマネジメントなど
- ・ 毎月の職員個人面接（対話）

⑤ 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ

【経営】

- ・ 適切な人員確保（採用）

【事業所】

- ・ 集団療育の進行スキルを高める
- ・ 職員の位置取りの徹底
- ・ 業務効率の工夫

管理スタッフ対象

虐待防止の『体制をつくる』



- ☑ 報酬改定
- ☑ 虐待防止委員会

障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和3年度（厚生労働省 令和3年2月発表）

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化

【以前】

- ① 従業者への研修実施
(努力義務)
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置
(努力義務)

【見直し後】

- ① 従業者への研修実施 (義務化)
- ② 虐待の防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底 (義務化：新規)
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置 (義務化)

(注)虐待防止委員会に求められる役割は虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討時

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取り組みが行えるような取り扱いを提示予定。

- 【例】
- ① 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
 - ② 事業者単位ではなく、法人単位での委員会設置も可。
 - ③ 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない。

虐待防止のための委員会 3つの役割

【第1】 虐待防止のための体制づくり

- ・虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物の整備

【第2】 虐待防止のチェックとモニタリング

- ・チェックリストにより各職員が定期的に点検
- ・結果を虐待防止マネージャー（サービス管理責任者）により、管理者と委員会に報告
- ・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況について報告
- ・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策（職員の研修計画、各部署の改善計画など）を講じる

【第3】 虐待（不適切な対応事例）発生後の対応と総括

- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

合同会社サンクスシェア虐待防止・リスク管理・身体拘束廃止などに関する委員会
R5.4.1 更新

（委員会の目的）

第1条 虐待防止・リスク管理・身体拘束などに関する委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な相談支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げるものがないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止及び苦情対応、身体拘束廃止に努めることを目的とする。

（委員会委員の選出）

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1）委員長は、管理者とする。
- 2）委員には、小川、種崎を加える。
- 3）委員には、必要ある場合に栄養士、法人役員、第三者委員を加えることができる。
第3者委員として株式会社 MACARON CARE 森下宏氏を加える。
- 4）委員に、利用者の代表を加えることができる。

（委員会の開催）

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1）委員会は、年最低2回以上開催する。
- 2）会の開催の必要があるときは、管理者が招集し開催する。

（委員会の実施）

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1）企業理念及び就業規則を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2）「虐待の分類」「リスク管理」「身体拘束」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3）「虐待」「苦情」「身体拘束」等について随時記録を集積する。
- 4）上記の記録情報により、虐待防止や苦情処理、身体拘束廃止などの必要性があることが発生した場合は、委員に報告する。
- 5）研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止及びリスク管理、身体拘束廃止に関する研修を年1回以上行うこととする。
- 6）その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

（委員会の責務）

第5条

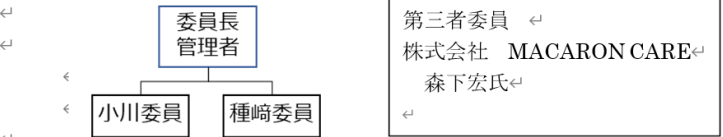
- 1）委員会は、虐待及び苦情、身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の

意識の向上や知識を周知し、虐待や苦情、身体拘束のない施設環境づくりを目指すなければならない。

- 2）委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3）委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援や身体拘束が行われていないか、事業所運営に関してリスクの軽減に努めているか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 4）委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合、リスク管理の問題、身体拘束が発生した場合については、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、一体的な対策及び改善を図るものとする。

（委員会の委員）

虐待防止・リスク管理・身体拘束廃止などに関する担当者



（委員会としての活動）

1	ヒヤリハット・苦情に関する記録・・・	全職員	随時
2	虐待防止チェックリストの実施	全職員	年4回 4月7月10月1月
3	虐待防止・リスク管理・身体拘束廃止に関する委員会の開催 ・チェックリスト、ヒヤリハット、苦情記録、身体拘束記録の集約 ・集約に基づく改善の取り組みの協議 ・協議結果、改善の取り組みについての職員への周知 ・（次回以降の委員会にて改善案の実行の振り返り） ・苦情、ヒヤリハットのチェックを毎月実施する。	委員	年2回 4月10月

事業所が運用する対応の流れ

虐待の発見

当事者

受付担当者
(児童発達支援管理責任者)

職員

- ・ 状況の聞き取り
(当事者のみではなく、
職員全員にも行う)
- ・ 当事者は、事実関係が明らか
になるまで出勤停止等の措置

管理者
(虐待防止対応責任者)

- ・ 利用者が安心して過ごせるよ
う環境づくりを行う

保護者・虐待を受けた利用者

- ・ 発生した経緯、虐待内容等を
説明する
- ・ 謝罪

報告

〇〇市虐待防止センター
☎：〇〇〇〇

令和7年度第1回虐待防止・リスク管理・身体拘束廃止などに関する委員会議事録

1.開催日時

令和7年4月28日(月) 10:30～11:00

2.参加者

田中・種崎・小川

3.議題

- ①「前回の検討課題の振り返り」
- ②「虐待防止チェックリストの集計結果報告」
- ③「ヒヤリハットと苦情記録の集約報告」
- ④「報告内容に基づく改善の取り組みへの協議」
- ⑤「身体拘束の事案について」
- ⑥「虐待防止・苦情解決・身体拘束廃止などに関する研修について」
- ⑦「次回の検討課題」

4.議事録

○議題①について

・特記事項なし

○議題②について

令和7年1月・4月の計2回、全職員を対象に虐待防止チェックリストの記載を実施。(回答の詳細は別紙参照)

○議題③について

令和6年10月1日から令和7年3月末までの集計を実施。

・苦情対応(再発防止策必要あり)

2件

・ヒヤリハット(再発防止策必要なし)

8件

(詳細)

記載者：田中氏

対象者：

ヒヤリハット(再発防止策必要なし)

内容：12/12にヘルパーへの盗られ妄想？への対応のため自宅を訪問。
こと、修正の選択肢はないこと、現在の事業所の他のヘルパーは対応できないこと、を事実確認する。その上で穴が空いた月曜日火曜日の調理支援について、本人が隣に住む妹さんに頼みたいとのことで妹さんを交

○議題④について

ヒヤリハットや苦情対応に関して、三苦小学校からの要望については、改めて全体で共有する。その他の内容は対人関係に関するものであり、計画相談を行う上で必ず発生する事柄である。そのため、社内全体での改善の必要性は低いが、各相談員が常に意識し、積極的に記録に残すことが望ましい。

虐待防止チェックリストに、“虐待を見聞きし、対応に苦慮したことはないか”という項目を追加予定。

○議題⑤について

該当事例なし

○議題⑥について

虐待防止・苦情解決・身体拘束廃止に関する研修について、令和8年1月の「オトナの学校」での虐待防止研修を今年度の研修とする案が出ている。一方、相談支援では虐待を見聞きすることが多いため、対応方法に関する研修を行うべきとの意見もある。

→今後、オトナの学校での研修内容について話し合いの場が設けられる予定である。その際、田中代表から主催メンバーに対し、虐待を見聞きした際の対応についても研修内容に盛り込めないか提案を行う予定である。↓

→提案が採用されなかった場合は、令和8年度に福岡市基幹センター等に相談し、相談支援における虐待防止研修の実施を検討する。

○議題⑦について

・虐待防止研修の内容について。

・虐待防止チェックリストの追記内容の振り返り。

次回の開催は令和7年10月予定

第3者委員として、上記内容確認しました。

合同会社 サクスシェア 虐待防止委員会 第3者委員

令和 年 月 日

法人名

役職

氏名



施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

C：職員セルフチェックリスト

全社協「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成 23 年 3 月版

《チェック項目》	チェック欄
1. 利用者への対応、受答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々、心がけている。	☐ できている ☐ できていない
2. 利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	☐ できている ☐ できていない
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	☐ できている ☐ できていない
5. 利用者の同意を事前に得ることなく、郵便物の開封、所持品の確認、見学者等の居室への立ち入りなどを行わないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行わないようにしている。	☐ できている ☐ できていない
9. 危険回避のための行動上の制限が予想される事項については、事前に本人、家族に説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチームアプローチをとっている。	☐ できている ☐ できていない
10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	☐ できている ☐ できていない

10. 利用者に対するサービス提供に関わる記録書類（ケース記録等）について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	☐ できている ☐ できていない
11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	☐ はい ☐ いいえ
12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	☐ はい ☐ いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	☐ はい ☐ いいえ
14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	☐ はい ☐ いいえ
15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい雰囲気である。	☐ はい ☐ いいえ
16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。	☐ はい ☐ いいえ
17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容認したこと（注意できなかったこと）がある。	☐ はい ☐ いいえ
18. 最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みをもち続けている。	☐ はい ☐ いいえ
19. 最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	☐ はい ☐ いいえ
20. 最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。	☐ はい ☐ いいえ

虐待防止アンケートフォーム

このフォームは、ハピネスキッズにおける虐待の未然防止・早期発見を目的とした、職員のための匿名報告フォームです。

支援員の虐待に該当する恐れのある事例、ヒヤリとした出来事、不適切な対応の目撃など、どんな些細なことでも構いません。回答は匿名で送信され、虐待防止委員会が内容を確認・対応いたします。

※必要に応じて、詳細確認のためご連絡をお願いする場合があります。

satoru620228@gmail.com [アカウントを切り替える](#)



共有なし

* 必須の質問です

報告日 *

日付

年 / 月 / 日

発生日時（分かる範囲で） *

日付 時刻

年 / 月 / 日 :

教室名 *

回答を入力

関係する職員や児童について（わかる範囲で） *

回答を入力

状況の内容（できるだけ詳しくご記入ください） *

回答を入力

虐待の種別（該当すると思われるものを選択） *

- ☐ 身体的虐待（たたく・押す・物を投げる等）
- ☐ 心理的虐待（怒鳴る・無視する・脅す等）
- ☐ 性的虐待（不適切な接触・性的な言動等）
- ☐ 不適切な対応（虐待には至らないが懸念される言動）
- ☐ その他: _____

あなたの考えや感じたこと、改善に向けた提案があればご記入ください（このフォームの改善点などでも可） *

回答を入力

この報告は匿名ですが、必要に応じて連絡してもよい場合は記入してください（任意）

回答を入力

送信

フォームをクリア

1 3 苦情対応の有無

【苦情とは】

「＜顧客満足＞製品若しくはサービス又は苦情対応プロセスに関して、組織に対する不満足の表現であって、その対応又は解決を、明示的又は暗示的に期待しているもの」と定義しています。

【大まかな手順】

- ・苦情対応をした者が記載する。
 - ・次回の朝礼時に苦情の内容を社内で共有すると同時に再発防止の取り組みについても話し合う。
- ※再発防止の取り組みは相談回答のスプレッドシートの所定の欄に直接入力する。

下記に状況に応じた手順を記載。

○当日に対応が完了した場合

- ①苦情対応ありにチェックし、詳細を記載する。
- ②"対応は完了しましたか?"の項目で"はい"を選択。
- ③朝礼ボードに苦情があった旨を記載する。
- ④朝礼にて内容を社内で共有し再発防止の取り組みについて話し合う。
- ⑤相談回答スプレッドシートの再発防止の取り組みの欄へ話し合った内容を記載する。
- ⑥代表が内容を確認し、苦情対応完了欄に☑を付ける。

○後日対応が必要な場合 ※この項目と対応の完了は2つで1セットです。忘れず記載して下さい。

- ①苦情対応ありにチェックし、詳細を記載する。
- ②"対応は完了しましたか?"の項目で"いいえ"を選択。
- ③苦情解決の予定を記載する。
- ④朝礼ボードに苦情があった旨を記載する。
- ⑤朝礼にて内容を社内で共有し再発防止の取り組みについて話し合う。
- ⑥相談回答スプレッドシートの再発防止の取り組みの欄へ話し合った内容を記載する。
- ⑦対応が完了したら下記の項目へ進む。

○後日対応が完了した場合

- ①苦情対応の有無から"後日対応し、苦情を解決した"を選択。
- ②対応した結果を記載する。
- ③朝礼ボードに苦情解決の旨を記載する。
- ④朝礼にて内容を社内で共有する。
- ⑥代表が内容を確認し、苦情対応完了欄に☑を付ける。

○虐待通報時に何を伝えるのか参考例

- ①虐待の状況
 - ・虐待の種類や程度
 - ・虐待の具体的な状況
 - ・虐待の経過
 - ・緊急性が疑われる状況
- ②被害者の状況
 - ・障がい者本人の氏名、年齢、居所、連絡先
 - ・障がい者本人の心身状況、意思表示能力
 - ・障がい者の手帳の有無
- ③障害者と家族の状況
 - ・虐待者が置かれている状況
 - ・障がい者と虐待者の関係性(養護者かどうか)
 - ・その他家族の関わりなど
- ④障がい福祉サービス等の利用状況(障がい者・養護者ともに)、支援者の関わり
- ⑤医療的な情報(受診先や服薬状況など、特に精神疾患を抱えている方は状況を詳細に伝える。)

苦情の有無 *

- ☐ 苦情対応なし
- ☐ ヒヤリハット(再発防止策必要なし)
- ☐ 苦情対応あり(再発防止策必要あり)

戻る

次へ

6/6 ページ

フォームをクリア

苦情対応の詳細

内容(その場での対応も合わせて記載して下さい) *

回答を入力

対応は完了しましたか？ *

- ☐ はい
- ☐ いいえ

再発防止のための取り組みは必要ですか？ *

- ☐ 必要
- ☐ 不要

戻る

次へ

2/6 ページ

フォームをクリア

ヒヤリハットカード				
1 記入者				
2 対象児(物)				
3 日時	月	日 ()	() 時 () 分ごろ	
4 場所・場面	☐ フロア	☐ 学習室	☐ トイレ	
	☐ 迎え時	☐ 車内	☐ 到着時	
	☐ 活動時（活動内容）			
	☐ 帰り時	☐ 車内	☐ 送り時	
5 内容	☐ 事故	☐ けが	☐ ミス	
	☐ 自傷	☐ 他傷	☐ 破損	☐ 拘束
	☐ 大声・奇声	☐ 多動(逸脱)	☐ 興奮(パニック)	
6 虐待	☐ 心理的	☐ 身体的	☐ 性的	☐ ネグレクト
程度	☐ 該当	☐ 疑い	☐ 発展想定	
種分	☐ 職員	☐ 家族等	☐ 関係機関等	
7 詳細(対処)				
8 防止対策				

この情報収集についても、Googleフォームを使用することが可能

管理スタッフ対象

虐待防止の『体制をつくる』



☑ 身体拘束等の適正化

障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和3年度（厚生労働省 令和3年2月発表）

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

- 以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。
- ②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。
- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
 - ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
- ※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位／日）
ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。
なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

① 組織による決定と個別支援計画への記載

管理者、児童発達支援管理責任者、虐待防止に関する責任者等、支援方針について権限をもつ職員が出席していることが重要。また、会議によって、身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標の時期等を決定。

→「繰り返すことは許されない」という意識を。

② 本人と家族への十分な説明

利用児童本人や家族に十分説明をし、了解を得ることが必要。

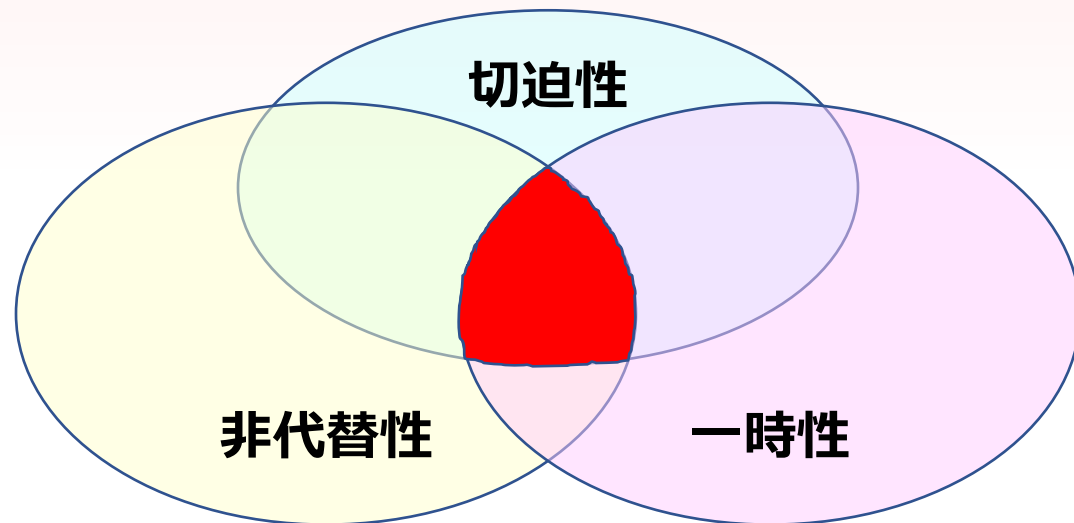
③ 必要な事項の記録

必要な記録が為されていない場合は、運営基準違反に問われる場合がある。

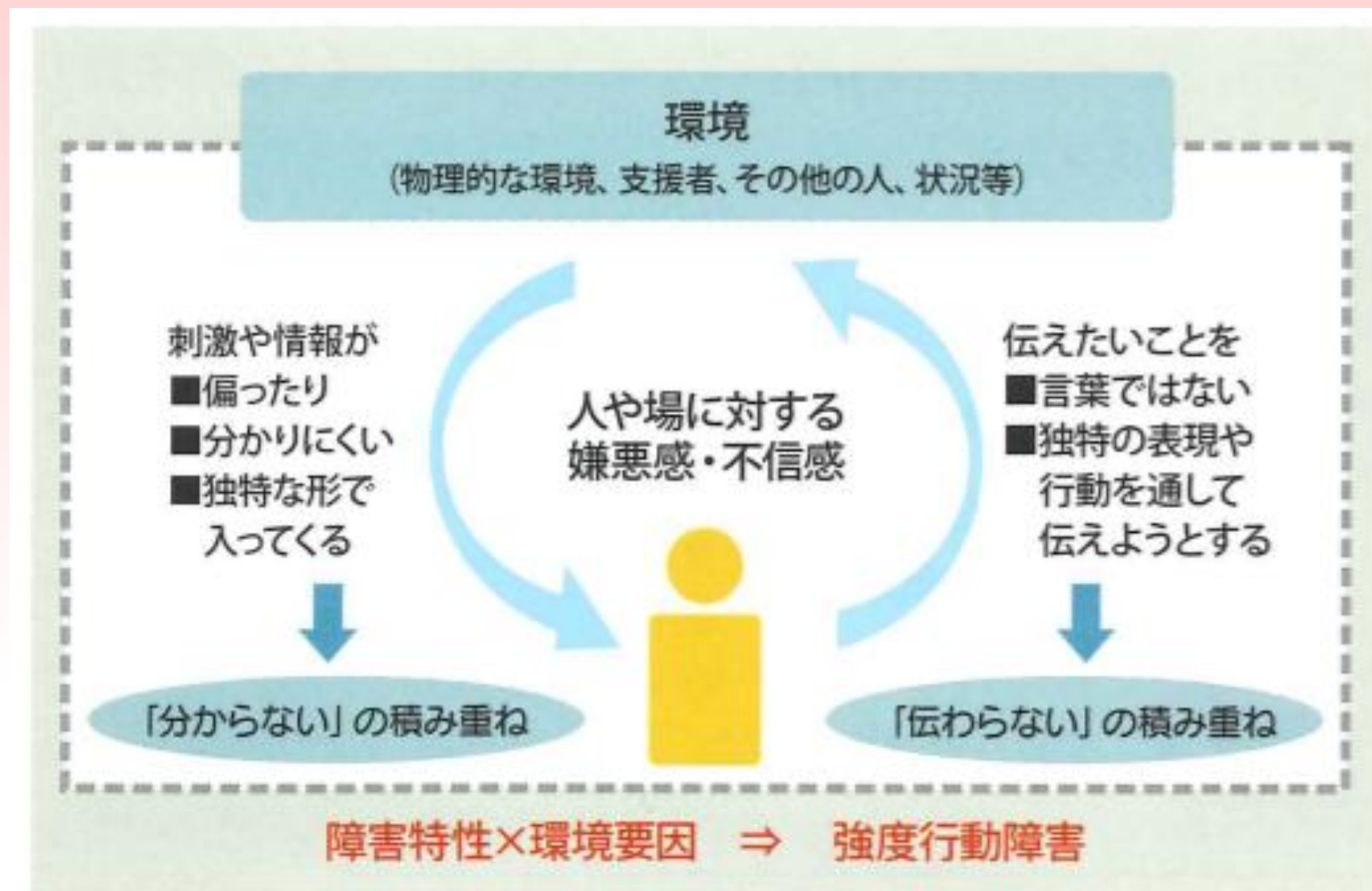
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の第二十八条（身体拘束等の禁止）

『1.量要介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。』

『2.療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。』



支援者の力量の差によってリスク率が変わるのが『非代替性』
他の方法の技術の引き出し



アセスメント時の心構え

バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

アメリカの社会福祉学者で
ケースワーカーのバイスティック博士が、
1957年に出版した学術書
『ケースワークの原則』の中で提唱した
介護や保育の現場（対人職）における
援助の基本原則。

アセスメント時の心構え

バイステックの7原則

① 個別化の原則

② 意図的な感情表現の原則

③ 統制された情緒関与の原則

④ 受容の原則

⑤ 非審判的態度の原則

⑥ 自己決定の原則

⑦ 秘密保持の原則

「利用者をかけがえのない個人として捉える」という考え方。

「こういう人はこうだろう」「このような境遇の人はこうだろう」と人格や環境で決めつけず、誰1人として同じ考えの人はいない。それぞれに合った関わりや解決策を模索する必要がある、という原則

アセスメント時の心構え

バイステックの7原則

① 個別化の原則

② 意図的な感情表現の原則

③ 統制された情緒関与の原則

④ 受容の原則

⑤ 非審判的態度の原則

⑥ 自己決定の原則

⑦ 秘密保持の原則

「どのような感情表現も認める」という考え方。

プラスの感情だけでなく、マイナスな感情も自由に表現させることで、利用者自身が客観的に物事を見ることができたり、解決の糸口が見える効果もあるとされている。

アセスメント時の心構え

バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「援助者自身が自分の感情をきちんと自覚し、利用者に引きずられないようにする」という考え方。

問題解決には、冷静な判断が必要。「本当に必要なことは何なのか」「利用者にとって何がベストなのか」を正確に導くためにも、利用者の心を理解すると同時に、自身の感情をコントロールすることが大切だという原則。

アセスメント時の心構え

バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「その人自身をあるがままに受け止める」

という考え方。

利用者自身の個性や考えを否定するのではなく、「どうしてそのような思考になるのか」「なぜこういった行動をするのか」といった要因を考え、適切な援助へと導くことが大切。

アセスメント時の心構え

バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「他者が良し悪しをつけない」という考え方。

問題解決は自分にしかできず、またその判断は他人がするものではないという原則。援助者は、利用者の考えや行動に対して善悪をつけるのではなく、あくまでもサポート役であることを理解することが大切。

アセスメント時の心構え

バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「自分のことは自分で決める」という考え方。

たとえトラブルがあったとしても、問題解決の主体は本人であり、利用者の成長や今後同じような壁にぶつかった時も乗り越えられるようにすることが目的。

アセスメント時の心構え

バイステックの7原則

- ① 個別化の原則
- ② 意図的な感情表現の原則
- ③ 統制された情緒関与の原則
- ④ 受容の原則
- ⑤ 非審判的態度の原則
- ⑥ 自己決定の原則
- ⑦ 秘密保持の原則

「プライバシーを守り、情報を他者に漏らさない」という考え方。

一般企業における個人情報保護と同じように、個人にもプライバシーは存在し、たとえ小さなことであっても本人が言ってほしくないことは勝手に他人へ漏らしてはいけないという原則。